

◎訪問看護Q & A◎

Q：介護保険と医療保険の利用にはどのような違いがあるのか分からない・・・

A：サービスの内容には違いはございません。支払う金額と利用できる回数などが違います。40歳以上の要介護認定を受けている方は原則介護保険での利用となります。但し、その中で癌末期の方、難病指定を受けている方は医療保険での利用となります。介護保険の要介護認定を受けていない64歳以下の若年者は医療保険での利用となります。

Q：生活保護を受けているのですが、訪問看護を利用できますか？

A：自己負担なく利用できます。

Q：事前の看護相談には料金がかかるのですか？

A：いいえ、事前の看護相談には一切料金はかかりません。また、事前のお打ち合わせ訪問についても料金をいただいておりません。例えご契約書を締結した後であっても、看護師又はリハビリスタッフがサービスを実施しない限り料金は発生いたしません。どうぞお気軽にご相談ください。

Q：胃瘻を使用して栄養を摂っているのですが、在宅でも続けていけますか？

A：十分続けていけます。
御家族は胃瘻からの栄養を行う手技の指導を入院中に受けてください。
自宅に帰ってから、手技に戸惑った時は、訪問看護師がその都度、指導や助言を行います。

Q：在宅で酸素療法をしている・人工呼吸器を装着しているけど大丈夫ですか？

A：はい、大丈夫です。安心して在宅での生活ができるようサポートしていきます。

Q：在宅で点滴は受けられますか？

A：主治医の指示で行うことができます。

Q：週に何回、訪問看護に来てくれるのですか？

A：利用回数は基本的に1週間に3日までですが、病状によってはこの限りではありません。利用時間は20分～1時間30分程度で、平均1時間になります。状況によっては毎日の訪問看護が可能な場合（※厚生省が認める疾病）がありあます。病状の急性増悪時に特別訪問看護指示書の交付を受けると、1ヶ月に2回まで（1回14日間）28日間を限度として連続訪問が可能です。

Q：訪問看護はどんな人が来てくれるのですか？

A：看護師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がお伺いします。

Q：深夜とか早朝、緊急時に訪問して頂けるのですか？

A：当ステーションでは、24時間窓口で経験豊富な訪問看護師が電話対応いたします。病院に行ったほうが良いか判断に迷った場合、遠慮せずにご相談してください。

Q：在宅での看取りを考えているのですが、必要な時緊急の訪問はお願いできますか？

A：24時間連絡がとれる体制を作っていますので、緊急時、時間外など必要に応じて訪問も可能です。

Q：訪問看護の時に家族がいらないといけませんか？

A：お一人住まいの方や、日中お一人の方のお宅は、ご家族がいらっしゃらなくても訪問看護師が行っています。事前によく相談したうえで、お留守宅でも大丈夫かどうかを決定します。

Q：来てもらう時に準備する事はありますか？

A：準備していただくことはございません。ただし、入浴や排泄のお手伝い、医療処置などを行う場合は前もって、浴室や必要物品の準備などをお願いすることがあります。

Q：在宅でリハビリテーションをしてほしいのですが？

A：当ステーションには理学療法士のほか、作業療法士、言語聴覚士が在籍しております。関節や筋肉が硬くなったりしないように、関節の動かし方や筋力訓練などを行います。また、日常生活動作（ベッドからの起き上がりや立ち上がり動作、歩行、更衣、入浴など）の訓練、呼吸障害がある方への呼吸リハビリテーション、言語、嚥下機能に障害がある方へのリハビリテーションを行っております。終末期の患者様に対しても、最期までご希望に沿ったリハビリテーションを提供させていただきます。